

ビスフェノールAに係る食品安全委員会のこれまでの検討経緯

年 月	対応事項
平成 20 年 7 月 8 日 (2008 年)	ビスフェノールA (BPA) について、高濃度のばく露状況にあるものではないが、胎児や乳児に対する影響を示唆する知見があること等を踏まえ、厚生労働省(当時)より、食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 3 項の規定(任意諮問)に基づき、「ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について」に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価の依頼があったことを受け、食品安全委員会での検討を開始。
平成 20 年 7 月 10 日 (2008 年)	第 246 回食品安全委員会 「ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について」に係る食品健康影響評価については、ヒトへの主要なばく露源が食器・容器、食品缶詰等であることから、器具・容器包装専門調査会にて審議することとされた。
平成 20 年 8 月 27 日 (2008 年)	第 10 回器具・容器包装専門調査会 BPA の食品健康影響評価の進め方に関する審議が行われ、 ・BPA の毒性は、特に生殖発生毒性に関する評価が重要であること。 ・生殖発生毒性に関する重点的かつ効率的な審議の観点から、他の専門調査会に属する専門委員や外部の有識者の参加が必要であること。 から、BPA の食品健康影響評価については、器具・容器包装専門調査会の直下に「生殖発生毒性等に関するワーキンググループ (WG)」を設置し審議することとされた。
平成 20 年 9 月 4 日 (2008 年)	第 253 回食品安全委員会 (報告事項) BPA の食品健康影響評価について、器具・容器包装専門調査会の直下に「生殖発生毒性等に関するワーキンググループ (WG)」を設置し審議することを報告(※)。 ※ 平成 20 年当時は WG の運営に関する規程がなかったため、設置に係る手続き等は行っておらず、食品安全委員会に報告のみ行った。また、当時は専門調査会の直下に WG を設置することも可能であったが、現在は食品安全委員会の直下に設置することとされている。
平成 20 年 9 月 25 日 (2008 年) ~ 平成 22 年 5 月 26 日 (2010 年)	生殖発生毒性等に関するワーキンググループ (WG) ・BPA の食品健康影響評価について、計 9 回の WG を開催。 ・第 9 回 WG において、評価書(案)として「中間とりまとめ」がとりまとめられ、当該結果を器具・容器包装専門調査会へ報告することとされた。
平成 22 年 7 月 7 日 (2010 年)	第 13 回器具・容器包装専門調査会 「生殖発生毒性等に関するワーキンググループ (WG)」でとりまとめられた「中間とりまとめ」に関する審議が行われ、低用量の影響に関する知見が不足していたことなどから、耐容摂取量の設定が困難であるとされ、今後、必要な知見が集積された後に最終的な評価をとりまとめることとされた。
平成 30 年 4 月 3 日 (2018 年)	第 691 回食品安全委員会 「生殖発生毒性等に関するワーキンググループ (WG)」については、中間とりまとめが行われていることを踏まえ、廃止することを決定。

年 月	対応事項
平成 25 年度 (2013 年度)	<p>【調査事業】</p> <p>「ビスフェノール A の食品健康影響評価に関する評価手法の調査及び情報収集・分析」</p> <p>平成 22 年 7 月～平成 25 年 10 月までに公表された文献等を対象に、BPA の科学的知見の収集及び整理を実施。</p>
令和元年度 (2019 年度)	<p>【調査事業】</p> <p>「食品用器具・容器包装に用いられるビスフェノール A に係る評価手法及び科学的知見（体内動態、毒性、ばく露量、疫学調査等）に関する調査」</p> <p>平成 25 年 11 月～令和元年 9 月に公表された文献の他、平成 25 年度の調査事業で整理された文献等も対象に含めて、文献リストを作成し、BPA の科学的知見の収集及び整理を実施。</p>
令和 2～3 年度 (2020～2021 年度)	<p>【研究事業】</p> <p>「食品用器具・容器包装に用いられるビスフェノール A のリスク評価に資する科学的知見の検討に関する研究」</p> <p>令和元年度事業で整理した科学的知見について、それらの信頼性を評価した上で有用なデータを抽出し、BPA のリスク評価への活用性を検討。</p>